

開成町分別収集計画  
(第10期)

令和4年6月

# 目次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物 の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み（法第8条第2項第4号）	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第6号）	9

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町は、神奈川県西部、足柄上地区の中央部に位置し、町域は東西1.7km、南北3.8kmで総面積6.55km<sup>2</sup>と狭小である。このため、本町は山北町と共同で足柄西部清掃組合を設立し、平成6年11月から足柄西部環境センターで、ごみの共同処理処分を開始している。

本町では最終処分場を保有していない状況から現在の委託処分を継続せざるを得ないが、焼却灰の安定的な処分先の確保や資源化技術動向調査等の実施検討を進めていく必要がある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リデュース、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表するとすることによりすべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たり次により基本的方向を示す。

- (1) 町民・事業者と行政が一体となった排出抑制・資源化の促進
- (2) 町民・事業者参加型の取組の展開
- (3) ごみの発生及び排出を抑制し、排出されたごみは可能な限り再利用・再資源化し、最終処分量をゼロに近づけ、ごみの少ない社会づくりを目指す。
- (4) 容器包装廃棄物以外の資源化を推進

## 3 計画期間

本計画は、令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 分別収集対象品目の設定

分別収集の区分については、容器包装廃棄物のうちスチール製容器包装、アルミ製容器包装、ガラス製容器（無色、茶、その他の3色に分類）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

なお、本計画では、容器包装廃棄物の各名称について、次のように名称を統一して使用することとする。

- (1)主として鋼製の容器包装に係る物……………スチール
- (2)主としてアルミニウム製の容器包装に係る物……………アルミ
- (3)主としてガラス製の容器（主としてホウケイ酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く）に係る物
  - ・無色のガラス製の容器……………無色ガラス
  - ・茶色のガラス製の容器……………茶色ガラス
  - ・その他のガラス製の容器……………その他ガラス
- (4)主として紙製の容器包装であって、飲料を充填するための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に係る物……………紙パック
- (5)段ボール製容器包装……………段ボール
- (6)主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充填するためのもの……………ペットボトル
- (7)ペットボトル以外のプラスチック製容器包装
  - ・プラスチック製容器包装……………その他のプラスチック製容器包装

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

区分年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
排出量見込み	574 t	575 t	576 t	576 t	576 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため次の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、町民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### (1) 教育、啓発活動の充実

#### ① 廃棄物に関する意識の高揚

学校での副読本を活用した環境教育や地域社会の場におけるごみ処理施設の見学、出前講座などあらゆる機会を通じ、町民、事業者に対し、リサイクル推進やごみの排出抑制の必要性などの認識を高める。

#### ② 4 R の推進及び啓発活動

広報紙による容器包装リサイクル法の主旨、排出の抑制などを掲載。町民カレンダーを利用し、ごみの排出抑制、分別排出など4 R の普及に関する啓発活動を積極的に進める。

### (2) 排出抑制と再資源化の実施

事業系一般廃棄物の収集運搬処理の有料化や町指定袋の導入、長年取り組んできた買い物袋持参運動の成果により、排出量の抑制を図ってきている。今後は、食品ロスの発生抑制を推進し、それに伴う包装廃棄物の排出抑制を図って行く。

### < 排出抑制のための役割分担 >

#### (1) 町民の役割

- ・ 買い物袋の持参
- ・ 物を大切に作る心掛けや不用品の有効利用
- ・ ごみの減量化・リサイクルに適した商品の購入
- ・ 不要なものの購入を控える。

#### (2) 事業者の役割

- ・ 流通・販売段階での簡易包装の推進
- ・ リサイクル型商品や再生品の普及
- ・ 販売した商品の自主回収の促進
- ・ 事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進

#### (3) 行政の役割

- ・ 4 R の推進等 P R 活動
- ・ 資源ごみ集団回収の促進
- ・ ごみ減量化事業の推進
- ・ 事業系一般廃棄物の適正処理の推進
- ・ 環境教育の推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本町で分別収集する当該容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を次表に定める。

容器包装廃棄物の種類	排出及び収集に係る分別の区分	備 考
スチール	カン・金物	もえないごみ
アルミ		
無色ガラス	ビン・ガラス類	もえないごみ
茶色ガラス		
その他ガラス		
飲料用紙パック	紙パック	資源ごみ
段ボール	段ボール	
ペットボトル	ペットボトル	
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）  
（単位：t／年）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	21t		21t		21t		21t		21t	
主としてアルミ製の容器	19t		19t		19t		19t		19t	
無色のガラス製容器	(合計) 49t		(合計) 49t		(合計) 49t		(合計) 49t		(合計) 49t	
	(引渡)量 49t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 49t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 49t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 49t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 49t	(独自)処理量 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 28t		(合計) 28t		(合計) 28t		(合計) 28t		(合計) 28t	
	(引渡)量 28t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 28t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 28t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 28t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 28t	(独自)処理量 0t
その他のガラス製容器	(合計) 18t		(合計) 18t		(合計) 18t		(合計) 18t		(合計) 18t	
	(引渡)量 18t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 18t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 18t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 18t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 18t	(独自)処理量 0t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	6t		6t		6t		6t		6t	
主としてダンボール製の容器	161t		161t		161t		161t		161t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡)量 0t	(引渡)量 0t	(引渡)量 0t	(引渡)量 0t	(引渡)量 0t	(引渡)量 0t	(引渡)量 0t	(引渡)量 0t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	(合計) 46t		(合計) 46t		(合計) 46t		(合計) 46t		(合計) 46t	
	(引渡)量 46t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 46t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 46t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 46t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 46t	(独自)処理量 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 143t		(合計) 143t		(合計) 143t		(合計) 143t		(合計) 143t	
	(引渡)量 143t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 143t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 143t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 143t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 143t	(独自)処理量 0t

9 各年度において得られる分別収集基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める見込み

= 直近年度の分別基準適合物の収集実績 × 人口変動率

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
人口	18,457	18,489	18,520	18,513	18,506
変動率	(対前年度比) 0.17%増	(対前年度比) 0.17%増	(対前年度比) 0.17%増	(対前年度比) 0.04%減	(対前年度比) 0.04%減

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本町では、現行の収集体制を活用して行う。

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について次表に示す。

[基本的な事項]

- ・収集・運搬業務は町の委託事業として行う。
- ・現在実施している子供会やPTA等各種団体による集団回収は、引き続き支援していく。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等の段階
スチール アルミ	カン・金物	委託業者による 定期収集 資源集団回収	足柄西部清掃組合
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	ビン・ガラス	委託業者による 定期収集 資源集団回収	町と委託業者
紙パック	紙パック	委託業者による 定期収集 資源集団回収	委託業者
段ボール	段ボール	委託業者による 定期収集 資源集団回収	
ペットボトル その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル プラスチック製容器包装	委託業者による 定期収集	



11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、ビンについては、既存の町ストックヤードにて選別・保管を行い、カンについては、既存の組合施設にて選別・保管を行う。

ペットボトル・プラスチック製容器包装については、民間施設を活用する。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
スチール アルミ	カン・金物	コンテナ	平ボディ車	足柄西部清掃組合
無色ガラス 茶色ガラス その他ガラス	ビン・ガラス	コンテナ	平ボディ車	町ストックヤード
紙パック 段ボール	紙パック 段ボール	紐掛け	平ボディ車	民間ストックヤード
ペットボトル  その他のプラスチック製容器包装	ペットボトル  プラスチック製容器包装	任意のポリ袋	パッカー車	民間ストックヤード

分別収集に必要な施設整備を次に示す。

施設の種類の種類等	対象とする容器包装廃棄物等の種類	施設等の仕様	管理主体	備考
<b>排出段階</b> 1. コンテナ	カン・金物	(仕様) 材質：プラスチック 青色コンテナ大	町	
	ビン・ガラス	材質：プラスチック 黄色コンテナ中	町	
	2. 任意のポリ袋	プラスチック製容器包装 ペットボトル	材質：ポリ袋 容量：指定なし	町民
3. 紐掛け	紙パック、段ボール		町民	
<b>運搬段階</b> 1. 回収用車両	カン・金物	(仕様) 形状：平ボディ車 積載量：2 t	委託業者	
	ビン・ガラス	形状：平ボディ車 積載量：2 t	委託業者	
	プラスチック製容器包装 ペットボトル	形状：パッカー車 積載量：2 t	委託業者	
	紙パック	形状：平ボディ車 積載量：3 t	委託業者	
<b>中間処理施設</b> 1. 選別圧縮設備	カン・金物	足柄西部清掃組合施設	足柄西部清掃組合	
	2. ストック場	ビン・ガラス	町内	町
	3. 圧縮減容機	プラスチック製容器包装 ペットボトル	民間施設	委託業者

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1)分別収集の推進を図るうえで必要と考えられる事項

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、各自治会の環境美化推進委員会を中心に分別収集の徹底について協力を得ているが、容器包装リサイクル法についても周知を図り資源の有効利用に協力してもらおう。

プラスチックに係る資源循環の推進等に関する法律が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、製品プラスチックごみ（日用品）とプラスチック製容器包装ごみの一括回収を可能とするリサイクルの仕組みが法制度化された。今後、国の動向を踏まえながら、資源化の推進を図る。

### (2)集団回収を推進するために必要と考えられる事項

子供会やPTA等各種団体による集団回収を推進するため実施団体の助成を行う。

### (3)ごみ減量化・リサイクル活動を推進するために必要と考えられる事項

食品ロス削減の一環で不要なものを購入しない意識を消費者に浸透させることにより、ごみの減量化等の取組促進を図る。

### (4)その他必要と考えられる事項

啓発事業の実施……………環境フェア、施設見学、出前講座等  
フリーマーケットの推進……………青空市場、ガレージマーケット等の支援  
リサイクル品交換掲示板の設置  
表彰制度の導入……………優良自治会や功労者の表彰